

## 第11回刈谷市障害者自立支援協議会議事録

日 時 平成23年7月21日（木）午後3時00分～4時00分

場 所 刈谷市役所 防災会議室

委 員（敬称略）

### <出席者>

社会福祉法人ひかりの家	大南友幸
NPO法人パンドラの会	岡部扶美子
NPO法人かきつばたフレンズ	鶴田理
社会福祉法人観寿々会	堤勝彦
NPO法人くるくる	鈴木規正
刈谷市社会福祉協議会	鈴木英仁
刈谷公共職業安定所	服部克
刈谷児童相談センター	谷口政博
衣浦東部保健所	藤浦なつ子
愛知県立安城養護学校	成瀬弘司
愛知県立ひいらぎ養護学校	榊原康人
刈谷市教育委員会	浅田敏宏(代理)
刈谷市福祉健康部	稲垣武

### <欠席者>

愛知教育大学	都築繁幸
医療法人成精会	垣田泰宏
刈谷商工会議所	三品康雄

### <相談支援従事者>両名とも欠席

刈谷市社会福祉協議会障害者相談支援センター	関美智子
刈谷市障害者相談支援センターこころ悠々	増子恵子

### (事務局)

福祉健康部 政策監	寺田正美
障害福祉課 課長	後藤和江
〃 主幹	後藤桐敬
〃 障害福祉担当総括	加藤雄三
〃 障害福祉担当	磯村典弘

開会

資料の確認

- ・ 次第
- ・ 刈谷市障害者自立支援協議会委員名簿
- ・ 刈谷市障害者自立支援協議会部会員名簿
- ・ 刈谷市障害者自立支援協議会設置要綱
- ・ 資料1 障害者支援施設整備スケジュール
- ・ 資料2 障害者支援施設運営主体に求められる条件
- ・ 資料3 施設の名称（案）について
- ・ 資料4 刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画の改訂について

委員紹介

事務局紹介

会長代理あいさつ

#### 議題（１）指定管理者について

事務局 資料1及び資料2により指定管理者について説明

会長代理 ただいまの説明に対し質問、意見等あればお願いします。

委員 どこ事業所が担っても大変な業務だと思うが、指定管理者は1事業者が全ての業務を行うことになるのか。

事務局 1事業者に全ての業務を行ってもらう予定である。

#### 議題（２）施設名称について

事務局 資料3により施設名称について説明

会長代理 ただいまの説明に対し質問、意見等あればお願いします。どうでしょうか。

委員 良い名前が付いているのではないか。社協の相談支援事業所と成精会の相談支援事業所が統合されて一つになる点からもわかりやすい名称だと思う。

事務局 障害の「害」を「がい」と表記するという意見も部会で検討したが、運用において例えばパンフレットなどの表記は「がい」とひらがなで表記することは可能

であるので今後検討していくとして、条例上の表記については「害」と漢字での表記で進めたい。

委員 現在国においても「障害」の表記については検討されており、国の方向性が出た段階で一齐に変更することも考えられるが、今のところは現行法律での表記である「障害」と漢字での表記で進めていきたい。

### 議題（３）その他 刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画について

事務局 資料４により刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画について説明

会長代理 ただいまの説明に対し質問、意見等あればお願いします。

委員 今年度計画を策定するという事か。計画はすでにあるのか。

事務局 両計画ともすでにあるが、現行計画の計画期間が今年度までであるので、24年度からの計画を今年度中に策定することとしている。

委員 会議の中身が見えてこない。説明するにしても資料をしっかりと出して説明してほしい。アンケート結果の概要などピンポイントで構わないので資料化して説明するべきではないか。忙しい時間を割いて出席しているので無駄な時間にしたくない。

委員 障害者計画と障害福祉計画については懇話会という別の会議を設置し策定を進めているが、この自立支援協議会にも進捗状況を報告し意見をいただきたいという趣旨で今回報告させていただいた。今後は資料を配布し事前に目を通していただく際に、今回意見を求めたい点や確認してもらいたい点など事務局のメッセージが伝わるよう準備させていただく。

事務局 障害福祉サービスの見込み量や入所施設から地域へ移行する人数、障害福祉施設からの一般就労する人数などの数値目標を今後自立支援協議会に報告、審議していただくことになるのでお願いします。

会長代理 ではこの協議会においても計画について意見を言う場が設けられるということですね。この自立支援協議会の役割として地域に今ある資源をどう生かしていく

のか、無いものをどう創設していくのかということだと思っているので、みなさんの立場やネットワークからいろいろな意見をお願いしたいと思います。

他に全体を通してでも結構ですので意見のある方お願いします。

委員 基本的な事項の確認をお願いしたいが、資料2に「障害者が利用するための施設」とあるが対象年齢としては20歳からということになるのか。

事務局 相談業務を除いての事業については18歳以上を対象としている。相談業務については年齢に制限を設けないので子どもの相談にも対応していきたい。

委員 教育委員会でも子ども相談センターを25年度事業開始に向けて現在検討を進めている。年齢は3歳から19歳を想定している。

相談支援については現在障害福祉課から委託している2か所の相談支援事業所が1か所に集約されるということで良いか。

事務局 新規の相談については新しい支援センターに集約していきたいが、すでに相談されている人にすぐに相談先を変更することは混乱を招く可能性もあるので来年度はある程度の規模を残してスムーズに移行できるような措置を講じていきたい。最終的には1か所に集約したい。

会長代理 相談支援については利用年齢に制限を設けないので子どもの障害を受容した親御さんなどが障害福祉サービスの利用の相談等に訪れることを想定している。

委員 子どもの分野については子ども相談センターと連携していくということですね。あと、同じく資料2に「地域活動支援センターⅠ型」とあるがⅠ型とあれば他の型もあると想像されるが事業内容について説明してほしい。

事務局 地域活動支援センターについてはⅠ型からⅢ型までである。地域活動支援センターの基礎的な業務としては創作的な活動や生産活動の場を提供する日中活動の場であり、その業務に上乘せしてⅠ型については精神保健福祉士等の専門職員を配置し相談機能も併せ持った施設になる。Ⅱ型については食事の提供や機能訓練行うイメージとしてはデイサービスといったもの。

Ⅲ型については類似の事業である就労継続支援事業に移行できない小規模な授産所の移行先として想定されているものですのでイメージとしては小規模な福祉的就労の場ということになる。

委員 同じく資料2にある「就労移行支援 6人」の人数は職員数のことか。

事務局 受け入れる利用者の基準上の最低利用定員です。

会長代理 他に意見がないようですので稲垣委員総括的になにかありますか。

委員 先ほど委員から指摘があったように次回からは議論のポイントを整理して提示していきたい。この自立支援協議会の中心的な議題として平成 21 年度から障害者支援施設の整備について議論していただいているが、今後は整備後の運営についても意見をいただくことになるので引き続き協力をお願いしたい。

会長代理 他に事務局なにかありますか。

事務局 この自立支援協議会の今後ですが、今回は 9 月を予定しております。開催については改めて案内をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

会長代理 その他委員のみなさんから何かありますか。

委員 皆さんの机の上に石けんとリーフレットを置かせてもらったが就労移行支援事業でアロマオイルを配合した化粧石けんを製造、販売している。事業所の店頭や 8 月からはインターネットでの販売も予定しているので興味のある方はホームページを一度ご覧ください。

会長代理 私からも 1 件、ひかりの家では 8 月 28 日（日）に亀城小学校の体育館でバザーを開催するので会場にぜひお越しください。  
では以上をもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。